

新しい長崎県づくり懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 多方面から選ばれる「新しい長崎県づくり」の実現に向けたビジョンの策定や、総合計画の一部見直しの検討にあたり、有識者に意見を求めるため、新しい長崎県づくり懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(所掌事項)

第2条 懇話会においては、次に掲げる事項について意見交換及び必要な検討を行う。

- (1) 「新しい長崎県づくり」の方向性及び重点的に取り組むべき分野等に関する事項
- (2) 長崎県総合計画の見直しに関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、「新しい長崎県づくり」に関し必要な事項

(組織)

第3条 懇話会は、「新しい長崎県づくり」に関連する分野の知見を有する者の中から、知事が選任する委員15名以内で構成する。

2 懇話会の委員の選任期間は、懇話会設置の日から令和5年12月31日までの間とする。

(設置期間)

第4条 懇話会の設置期間は、令和5年12月31日までとする。

(会議)

第5条 懇話会は、知事が必要に応じて開催する。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、長崎県企画部政策企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年1月31日から施行する。